

令和5年6月20日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については○で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和5年度北塩原村農業委員会総会（令和5年6月定例会） 議事録

1. 開催日時

令和5年6月20日（火） 15時00分～16時20分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星 源 嗣	出
会長職務代理者	6	遠 藤 俊 一	出
農業委員	1	小 椋 隆 子	出
〃	2	中 川 博 之	出
〃	3	岩 田 多 吉	出
〃	4	二 瓶 睦 夫	出
〃	5	蓮 沼 喜久雄	出
農地利用最適化推進委員	—	奥 川 維 之	欠
〃	—	佐 藤 誠 一	出
〃	—	五十嵐 好 則	出
〃	—	安 部 嘉 久	出
〃	—	柏 谷 孝 雄	出
〃	—	小 椋 功	出

※ 出席委員 農業委員7名 在任委員（7名）の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 今月は全体での協議事項があるため、農地利用最適化推進委員6名中5名出席。

4. 欠席委員

農業委員

推進委員 奥川 維之 委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の選任

第2 会期の決定

第3 業務報告及び今後の予定

第4 提出議案

- ・議案第1号

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

- ・議案第2号

現況確認証明申請について

- ・議案第3号

北塩原農業振興地域整備計画の変更について

第5 協議事項

- ・令和6年度農業施策に関する要請・要望事項の検討について

第6 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 遠藤 久彦

事務局 班長 渡部 達也

事務局 主事 穴戸 開

7. 会議の内容

■事務局長

ただいまより、令和5年度北塩原村農業委員会定例総会6月定例会を開会いたします。
それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

■会長

(挨拶)

■事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

■議長

暫時議長を務めさせていただきます。

本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。只今の出席委員は農業委員7名中7名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

また、今月は、農地利用最適化推進委員6名中5名にも出席いただいております。

■議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

■委員

（ 異議なしとの声 ）

■議長

ご異議なしと認め、1番、小椋 隆子委員、5番、蓮沼 喜久雄委員の両名を指名いたします。

■議長

お諮りいたします。会期の決定については、議案の関係上本日1日とすることにご異議ございませんか。

■委員

（ 異議なしとの声 ）

■議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

■議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

（ 事務局説明 ）

■議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(なしとの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

■議長

それでは、議事に入ります。

議案第1号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

■議長

議案第1号について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。次の許可申請について、意見を求めるものでございます。

番号1番、1の申請当事者について、設定人は、〇〇 〇〇さん、桧原字〇〇の方でございます。

続いて、被設定人は〇〇 〇〇さん、〇〇 〇〇さん、ともに桧原字〇〇の方でございます。

2、許可を受けようとする土地の所在等についてですが、桧原字〇〇〇1096番70、地目は田、現況は畑、面積は1,740 m²、桧原字〇〇〇1096番73、地目は田、現況は畑、面積は3,132 m²、利用状況はともに不耕作地の、2筆で合計4,872 m²でございます。

3、転用計画についてですが、転用の目的は通路としての利用でございます。

事由の詳細といたしまして、被設定人2名が所有する袋地への通路として利用するため。すでに通路として使用していたものについて、追認で許可を申請する、とのことでございます。

続いて転用の時期ですが、すでに通路として利用しているため特に造成を行わないもので、許可日以降に、通路分のみ地役権を設定します。

施設の概要につきましては、農地の2筆4,872 m²のうち、1,217 m²を通路として利用しているとのことでございます。すでに通路になっており造成等行わないため、資金計画につい

ては記載ございません。

4、権利を設定、移転しようとする契約の内容についてですが、権利の種類は地役権。権利の設定・移転の別については、設定でございます。権利の設定の時期は許可日以降、権利の存続期間は、永年でございます。

5、転用することによって生ずる付近の土地・作物等の被害の防除施設の概要については、記載のとおりです。

地元農業委員の意見としまして、二瓶 睦夫委員、小椋 隆子委員、小椋 功委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。

なお、当該地域は農振農用地区域外の農地でございます。

また、転用に当たっての許可基準の1つでもあります、農地区分ですが、第2種農地と判断しています。

上記のとおり提出いたします。令和5年6月20日提出、北塩原村農業委員会会長星 源嗣。

以上で議案第1号の朗読と説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、4番、二瓶 睦夫委員より調査結果について報告をお願いします。

■4番 二瓶 睦夫委員

6月13日（火）に委員、事務局、代理人で現地立ち合いを実施しました。土地所有者から口約束で許可を得て使用していた通路について、地役権を設定しようとしたところ、当該地が農地と判明したため、追認で許可を得たいということでした。もともと北側にある墓地への通路として利用していたものについて、申請人が令和3年に建物を建てた際に通路に砂利を敷いて通行に使用していたとのことでした。当該農地は木などが茂ってだいぶ前から原野化しており、周りに農地もなく、他農地への影響もないことから許可相当と判断しました。

■議長

ありがとうございました。立ち合いに参加された他の担当委員から、意見等ございますか。

■調査委員

（ 意見なし ）

■議長

それではこの件について、ご意見、ご質問等ございますか。

■委員

(なしのとの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第1号について、申請の通りこれを適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

続いて、議案第2号、「現況確認証明申請について」を議題といたします。

今月は申請が2件ございます。それでは、議案第2号番号1番について事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

議案第2号、現況確認証明申請について説明いたします。次の現況確認証明申請について、意見を求めるものでございます。

番号1番、1、申請人の方は、〇〇 〇〇さん、喜多方市〇〇の方でございます。

2、申請する土地の所在地及び面積等につきましては、大塩字〇〇〇〇2180 番地1、登記は田、現況は宅地、面積26㎡、以上、1筆でございます。

3、証明を求める理由としましては、土地地目変更登記のため。

4、非農地化した経過については、昭和40年頃から農機具等をしまっておく小屋として利用していた、とのこと。

5、調査内容についてですが、申請地は農振農用地区域外であり、農地区分は第2種農地と判断しております。農地、非農地の判断につきましては、非農地と判断しております。判断の理由は、申請の通り長年、作業小屋として利用されており、農地として再生・利用することは困難であるためです。

6月12日に星会長、五十嵐 好則委員で、申請者代理人立ち合いのもとで現地確認を行

い。証明の可否について「可」といただいております。

上記のとおり提出いたします。令和5年6月20日提出、北塩原村農業委員会長星 源嗣。
以上で議案第2号番号1番について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、私から調査結果について報告いたします。

■7番 星 源嗣委員

現場を確認したところ、申請のとおり小屋が建っていることを確認しました。また、近くに水路があるのを確認したものの、水路が低い位置にあるため水田として再生することは困難で宅地として認めることは止むを得ないと判断しました。

■議長

本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

（ なしとの声 ）

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第2号番号1番について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

（ 異議なしとの声 ）

■議長

ご異議なしと認めます。議案第2号番号1番の現況確認証明申請について、申請内容の通り証明することといたします。

■議長

続いて、議案第2号番号2番について事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

番号2番、1、申請人の方は、〇〇 〇〇さん、桧原字〇〇〇〇の方でございます。

2、申請する土地の所在地及び面積等につきましては、桧原字〇〇〇〇1091番地333、登記は畑、現況は原野、面積1,168㎡、以上、1筆でございます。

3、証明を求める理由としましては、土地地目変更登記のため。

4、非農地化した経過については、平成15年頃までは耕作していたが、労働力不足やサル被害などにより耕作をしなくなり、原野化してしまったとのことです。

5、調査内容についてですが、申請地は農振農用地区域外であり、農地区分は第2種農地と判断しております。農地、非農地の判断につきましては、非農地と判断しております。判断の理由は、申請の通り原野化しており、農地として再生・利用することは困難であるためです。

6月13日に二瓶 睦夫委員、小椋 隆子委員、小椋 功委員と申請者立ち合いのもと現地確認を行い。証明の可否について「可」といただいております。

上記のとおり提出いたします。令和5年6月20日提出、北塩原村農業委員会会長 星 源嗣。
以上で議案第2号番号2番について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、1番、小椋 隆子委員から調査結果について、報告をお願い致します。

■1番 小椋 隆子委員

6月13日（火）に現地調査を行いました。農地は原野化しており、土地も痩せてしまっており、原野として認めることは止むを得ないと判断いたしました。

■議長

ありがとうございました。その他の調査委員からご意見ございますか。

■4番 二瓶 睦夫委員

石なども露出し、トラクターでうなれる様な状況にはありません。

■議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

（ なしとの声 ）

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第2号番号2番について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。議案第2号番号2番の現況確認証明申請について、申請内容の通り証明することといたします。

■議長

それでは、次の議案第3号、「北塩原農業振興地域整備計画の変更について」を議題いたします。議案第3号について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

議案第3号、「北塩原農業振興地域整備計画の変更について」説明いたします。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、北塩原村長より諮問のあった案件について意見を求めるものでございます。

1、事業計画者及び土地所有者等についてですが、事業計画者、土地所有者ともに北塩原村でございます。

2、変更内容についてですが、編入・除外・用途区分の変更の別については、今回は農振地域からの除外となります。変更後の用途については、宅地用地の整備となります。現況地目別面積については、田が1,938㎡、畑が122㎡、農用地利用計画上の用途区分面積は農地で合計2,060㎡です。

3、計画変更箇所（農用地区域から除外する土地）でございますが、北山字〇〇9番、〇〇9番2の2筆、農業生産の状況については、草刈り等の管理はしておりますが、現在は休耕地になっています。

4、変更の目的及び変更の必要性についてですが、人口減少対策として、住宅用地の整備をすることを目的に、平成29年度の当該農地を確保し、その後、住宅用地造成と隣接村道の整備に向け、令和2年度から3か年計画による事業としたが、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が見送られていました。

人口減少対策は喫緊の課題であり、工期短縮の観点から民間活用により住宅用地の整備を進めていきたいことから、当該農地の農業振興地域除外を行うということでございます。

上記のとおり提出いたします。令和5年6月20日提出、北塩原村農業委員長星 源嗣。

以上で議案第3号の朗読並びに説明を終わります。

■議長

説明が終了しました。本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■推進委員 佐藤 誠一

人口減少対策として、住宅を作りたいということだが、空き家が多く出てきている状況で新しい住宅を建てても入居者がいるのか疑問です。

■議長

他にございませんか。

■議長

以上、ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りいたします。議案3号、北塩原農業振興地域整備計画の変更案について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

■委員

（ 異議なしの声 ）

■議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号、北塩原農業振興地域整備計画の変更案については、北塩原村長に対し、異議無しの意見を付して進達することにいたします。

■議長

それでは、続いて協議事項に入ります。令和6年度農業施策に関する要請・要望事項の検討について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

（ 事務局説明 ）

■議長

説明は終了しました。それでは、本件に関し、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(なしとの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。協議事項、令和6年度農業施策に関する要請・要望事項の検討について、これを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。

その他ご意見ございましたら、6月23日までに意見書の提出をお願いします。

提出された意見等について事務局で取りまとめをし、福島県農業会議へ報告することとします。

■議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

■事務局長

その他、皆さまから何かございますでしょうか。

■委員

(なしとの声)

■事務局長

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

令和 年 月 日
北塩原村農業委員議長（会長） _____ ⑩

議事録署名委員 番 _____ ⑩

議事録署名委員 番 _____ ⑩